

○ デジタル庁
令第一号
総務省

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、及び電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第五条第二項（同法第八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年一月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十九年^{総務省}経済産業省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

答 出 秘	答 出 福
<p>様式第 1 (第 3 条第 1 項及び第 4 条関係) 認定 (更新) 申請書</p> <p>【略】</p> <p>【1・2 略】</p> <p>3 電子委任状の普及の促進に関する法律第 5 条第 2 項第 3 号イからへまでに掲げる場合に該当するか非該当であるかの別</p> <p>【イ・ロ 略】</p> <p>ハ 電気通信事業法第 13 条第 5 項の届出をしなければならない場合 該当 非該当</p> <p>【ニ 略】</p> <p>ホ 電気通信事業法第 16 条第 3 項の届出をしなければならない場合 該当 非該当</p> <p>ヘ 電気通信事業法第 16 条第 4 項の届出をしなければならない場合 該当 非該当</p> <p>【備考 1～3 略】</p> <p>様式第 7 (第 7 条第 1 項関係) 変更認定申請書</p> <p>【略】</p> <p>【1～3 略】</p> <p>4 法第 5 条第 2 項第 3 号イからへまで (同号ニを除く。)に掲げる場合に該当するか非該当であるかの別</p> <p>【イ・ロ 略】</p> <p>ハ 電気通信事業法第 13 条第 5 項の届出をしなければならない場合 該当 非該当</p> <p>ホ 電気通信事業法第 16 条第 3 項の届出をしなければならない場合 該当 非該当</p> <p>ヘ 電気通信事業法第 16 条第 4 項の届出をしなければならない場合 該当 非該当</p> <p>【5 略】</p> <p>【備考 1・2 略】</p>	<p>様式第 1 (第 3 条第 1 項及び第 4 条関係) 認定 (更新) 申請書</p> <p>【同左】</p> <p>【1・2 同左】</p> <p>3 【同左】</p> <p>【イ・ロ 同左】</p> <p>ハ 電気通信事業法第 13 条第 4 項の届出をしなければならない場合 該当 非該当</p> <p>【ニ 同左】</p> <p>ホ 電気通信事業法第 16 条第 2 項の届出をしなければならない場合 該当 非該当</p> <p>ヘ 電気通信事業法第 16 条第 3 項の届出をしなければならない場合 該当 非該当</p> <p>【備考 1～3 同左】</p> <p>様式第 7 (第 7 条第 1 項関係) 変更認定申請書</p> <p>【同左】</p> <p>【1～3 同左】</p> <p>4 【同左】</p> <p>【イ・ロ 同左】</p> <p>ハ 電気通信事業法第 13 条第 4 項の届出をしなければならない場合 該当 非該当</p> <p>ホ 電気通信事業法第 16 条第 2 項の届出をしなければならない場合 該当 非該当</p> <p>ヘ 電気通信事業法第 16 条第 3 項の届出をしなければならない場合 該当 非該当</p> <p>【5 同左】</p> <p>【備考 1・2 同左】</p>

聖教 財団の「」の記載は正しいか。

附 則

この命令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。